

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)の対象者です！

1. 支給対象者

■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

対象児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月中旬**に令和3年4月分の児童扶養手当の受給口座に振り込みます。
- ▶ 給付金の支給を希望しない場合は、市ホームページからダウンロードし受給拒否届出書をご提出ください。

児童扶養手当の支給に当たり指定した口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ **厚生労働省 コールセンター**
0120-400-903
(受付時間：平日9:00~18:00)

■ **日野市役所**
**「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)」窓口**
042-514-8912



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。